

事例の種類・名称	事例の種類	事例の名称
		【広域連携】
事業規模等 (宮城県)	給水人口 : 1,882,142 人 1日最大給水量 : 380,150 m ³ /日 給水面積 : - km ² 職員数 : 【直営】 61 人【第三者委託】 0 人【委託】 63 人	
スキーム等		
経緯	<p>(背景) 水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎え、今後ますます厳しさを増していくことから、今後の最適な管理・運営の方法について平成26年度から内部検討を開始した。</p> <p>(経緯) 平成28年度:「宮城県上水・工水・下水一体型管理運営検討懇話会」を設置し、水道事業や官民連携に精通した各分野の有識者により、民間の力を最大限活用できる最適な管理・運営方式を検討した。 平成29年度:「宮城県上工下水一体官民連携運営検討会」を開催し、有識者や民間事業者、関係省庁、市町村を交え、事業の方向性及び事業スキームを策定した。 平成30年度:県のPPP・PFI導入調整会議において水道法改正を条件にPPP・PFI手法による実施が適当と結論付けられたことを受け、県から国へ水道法の改正を働きかけた。同年12月に改正水道法が成立し、事業の導入を決定した。 平成31年度:外部有識者からなるPFI検討委員会により事業制度の検討を行い、PFI法に基づく実施方針を条例制定し、特定事業としてみやぎ型を選定した。 令和2年度:約1年をかけて運営事業者を公募し、PFI検討委員会の審査・評価を経た結果、国内水処理最大手のメタウォーター株式会社を代表企業とする計10社の企業グループを優先交渉権者に決定した。 令和3年度:県議会6月定例会において運営権の設定について議決を受け、同年11月に厚生労働大臣より水道施設の運営権設定に係る水道法の許可を取得した。そして、同年12月に優先交渉権者が新たに設立した特別目的会社「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」に運営権を設定し、実施契約を締結した。 令和4年度:4月1日より事業を開始した。</p>	
広域連携のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・大幅なコスト削減 民間のノウハウやスケールメリットを生かすことにより、従前の事業手法と比較して20年間で約337億円の事業費削減が可能となり、削減率は10.2%となった。 ・人材及び技術力の確保 20年間の事業期間により、長期的に地域の水事業を担う人材の確保や育成が可能となり、水道事業の担い手不足解消に寄与する。 ・施設の長寿命化 先進技術の活用により、施設の状態監視保全が高いレベルで行われ、最適なタイミングでの修繕・改築により、施設の長寿命化が可能となる。 	

広域連携
のデメリット

①現在までの課題

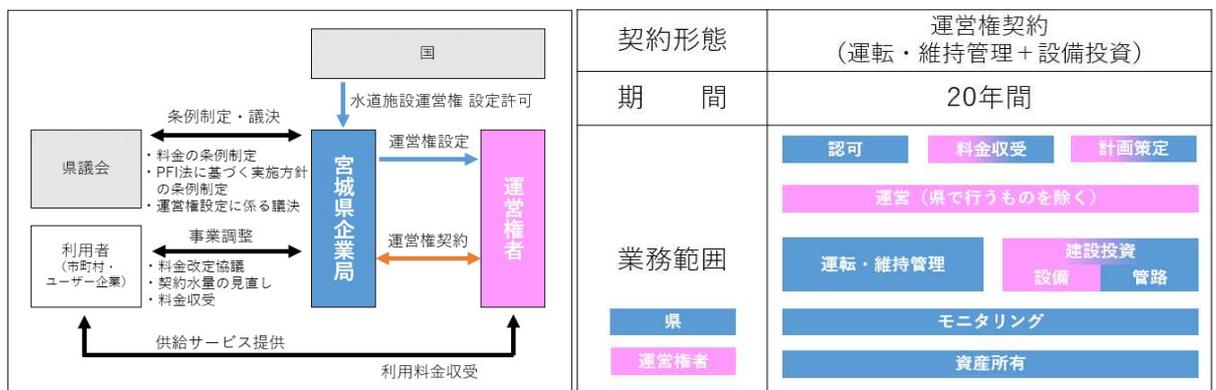
- ・県民及び受水市町村の理解醸成
県民や受水市町村への説明を行い、水の安全・安心の確保や料金高騰の恐れのない制度であることについて十分に理解を得る必要があった。
- ・運転管理上のノウハウ等の引継ぎ
前受託者の協力を受けたものの、短期間(主に冬季)での引継ぎとなったため、夏季等の季節的な変動については書面上のやりとりとなり、初年度の運転管理に苦慮した。
- ・モニタリング体制の構築
性能発注により民間事業者の裁量を拡大したことから、要求水準の達成を県は厳しく監視(モニタリング)する必要があり、新たなモニタリング体制の構築が必要であった。

②今後想定される課題

- ・モニタリング方法の最適化
工業用水道事業、流域下水道事業を含む全9事業のモニタリングをより効率的・効果的に実施するため、最適化を図る必要がある。
- ・情報発信
事業の透明性の確保と県民の理解を推進するため、引き続き積極的な情報発信に努める必要がある。
- ・運営権者との連携強化
施設の運転・維持管理を所掌する運営権者と、管路を所掌しつつ事業全体の責任を有する県との間の情報共有や信頼感を高め、連携して安定的な事業運営を行う

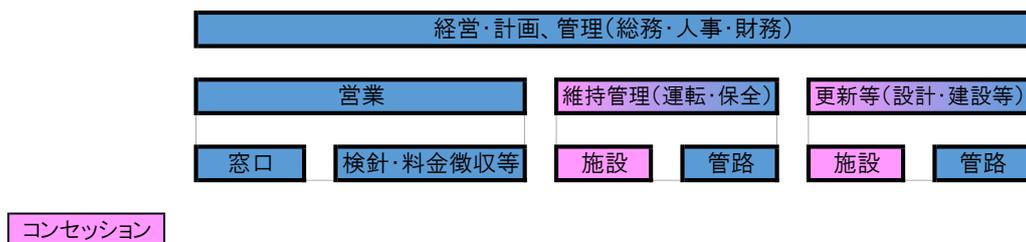
公共施設等運営権(コンセッション)

業務形態



対象業務
(維持管理体制)

- 直営
- 共同化等
- 共同委託
- 委託



浄水施設
維持管理

実施契約及び要求水準に基づき、運営権者が浄水施設の維持管理を行う。